

第 4 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 66 号議案	令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 6 号）	1
第 67 号議案	令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 7 号）	13
第 68 号議案	令和 6 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 2 号）	109
第 69 号議案	令和 6 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	129
第 70 号議案	令和 6 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 2 号）	153
第 71 号議案	令和 6 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）	161
第 72 号議案	令和 6 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	173
第 73 号議案	敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例制定の件	1
第 74 号議案	敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件	5
第 75 号議案	敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例の廃止の件	11
第 76 号議案	敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部改正の件	13
第 77 号議案	指定管理者の指定の件	17

議案番号	事 案 名	頁
第 78 号議案	指定管理者の指定の件	19
第 79 号議案	敦賀市防災情報伝達システム機器更新工事請負契約の件	21
第 80 号議案	損害賠償の額の決定及び和解の件	23
報告第 20 号	専決処分事項の報告の件 (令和6年度敦賀市一般会計補正予算(第5号))	25
報告第 21 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	45
報告第 22 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	49

第 73 号 議 案

敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例
制定の件

敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例を次のように
制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会設置条例

(設置目的)

第1条 令和6年8月20日に敦賀市職員が死亡した事案について、事実関係の確認及び再発防止を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 職員の死亡事案についての事実関係の確認
- (2) 職員の死亡事案についての再発防止策の提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、弁護士その他調査委員会の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 調査委員会は、市長の了承を得て、調査を補助する者（以下「調査補助員」という。）に前条に規定する所掌事務を遂行するために必要な調査等の補助を行わせることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務を終える日までとする。

(委員長)

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を公開することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び調査補助員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬は、別表に掲げる額とする。

2 委員が招集に応じ会議に出席したときは、費用弁償として別表に掲げる額を支給する。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定による所掌事務が終結したとき、その効力を失う。

別表 (第8条関係)

報酬の額	鉄道賃	車賃
日額 7, 5 0 0 円	職員の旅費支給に関する条例 (昭和26年敦賀市条例第1 6号)の市長の例による。	1キロメートル につき37円

提案理由

令和6年8月20日に敦賀市職員が死亡した事案について、事実関係の確認及び再発防止を図るため、市長の附属機関として、敦賀市職員の死亡事案に関する第三者調査委員会を設置したいので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この案を提出する。

第 74 号 議 案

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年敦賀市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 28 年敦賀市条例第 21 号）によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	敦賀市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 28 年敦賀市条例第 21 号）によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税			地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税

額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

医療保険各法
（国民健康保
険法（昭和 3
3 年法律第 1
9 2 号）、健
康保険法（大
正 1 1 年法律
第 7 0 号）、
船員保険法（
昭和 1 4 年法
律第 7 3 号）
、私立学校教
職員共済法（
昭和 2 8 年法
律第 2 4 5 号
）、国家公務
員共済組合法
（昭和 3 3 年
法律第 1 2 8
号）若しくは
地方公務員等
共済組合法（
昭和 3 7 年法

額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<u>律第152号</u> <u>)をいう。以</u> <u>下同じ。)又</u> <u>は高齢者の医</u> <u>療の確保に関</u> <u>する法律(昭</u> <u>和57年法律</u> <u>第80号)に</u> <u>よる被保険者</u> <u>等の資格に関</u> <u>する情報であ</u> <u>って規則で定</u> <u>めるもの</u>			
<u>2</u> 市長	<u>敦賀市子ども医療費の</u> <u>助成に関する条例(平</u> <u>成8年敦賀</u> <u>市条例第2</u> <u>2号)によ</u> <u>る子どもに</u> <u>係る医療費</u> <u>の助成に関</u> <u>する事務で</u> <u>あって規則</u> <u>で定めるも</u> <u>の</u>	<u>医療保険各法</u> <u>による被保険</u> <u>者等の資格に</u> <u>関する情報で</u> <u>あって規則で</u> <u>定めるもの</u>			
<u>3</u> 市長	<u>敦賀市重度</u> <u>障害者医療</u> <u>費の助成に</u> <u>関する条例</u> <u>(平成8年</u>	<u>住民票関係情</u> <u>報であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u> <u>地方税関係情</u>	<u>2</u> 市長	<u>敦賀市重度</u> <u>障害者医療</u> <u>費の助成に</u> <u>関する条例</u> <u>(平成8年</u>	<u>住民票関係情</u> <u>報であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u> <u>地方税関係情</u>

	敦賀市条例 第 2 3 号) による重度 障害者に係 る医療費の 助成に關す る事務であ って規則で 定めるもの	報であって規 則で定めるも の <u>医療保険各法</u> <u>又は高齢者の</u> <u>医療の確保に</u> <u>關する法律に</u> <u>よる被保険者</u> <u>等の資格に關</u> <u>する情報であ</u> <u>って規則で定</u> <u>めるもの</u>		敦賀市条例 第 2 3 号) による重度 障害者に係 る医療費の 助成に關す る事務であ って規則で 定めるもの	報であって規 則で定めるも の
<u>4</u> 市長	(略)	(略)	<u>3</u> 市長	(略)	(略)
<u>5</u> 市長	(略)	(略)	<u>4</u> 市長	(略)	(略)
<u>6</u> 市長	(略)	(略)	<u>5</u> 市長	(略)	(略)
<u>7</u> 市長	(略)	(略)	<u>6</u> 市長	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

健康保険等の被保険者証の廃止に伴い、各種医療費の助成に関する事務において、個人番号制度を利用した情報連携により医療保険各法の被保険者等の資格確認を行う必要があるので、この案を提出する。

第 75 号 議 案

敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例の廃止の件

敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例を廃止する条例

敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例（昭和49年敦賀市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当支給条例第4条に規定する受給資格の認定を受けている者に対する令和7年3月分までの手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

敦賀市ねたきり老人等介護福祉手当について、家族の介護負担軽減を図る他の制度の整備、充実が図られてきたことから、本条例を廃止したいので、この案を提出する。

第 76 号 議 案

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部改正の件

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例の一部を改正する条例

敦賀市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等条例（平成27年敦賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（人員に関する基準） 第3条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によりることができる。次項において同じ。）</u>は、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに原則として次のとおりと	（人員に関する基準） 第3条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1号被保険者（<u>法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）</u>）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに原則として次のとおりとする。

する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項の第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 第

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) おおむね1,000人未満 前

<u>1 項</u>第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人 (2) おおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満 <u>第 1 項</u>第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第 1 項</u>第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の<u>第 1 項</u>第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人	<u>項</u>第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人 (2) おおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満 <u>前項</u>第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項</u>第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の<u>前項</u>第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 77 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市福祉総合センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市福祉総合センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市東洋町 4 番 1 号
- 4 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市福祉総合センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 78 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市農産物直売所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市農産物直売所
- 2 指定管理者となる団体の名称 企業組合敦賀マルシェ
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市砂流 24 号 45 番地
- 4 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市農産物直売所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 79 号 議 案

敦賀市防災情報伝達システム機器更新工事請負契約の件

敦賀市防災情報伝達システム機器更新工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契 約 の 目 的 敦賀市防災情報伝達システム機器更新工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 2 4 9 , 7 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 福井県敦賀市萩野町 2 4 6 番地
大和電建株式会社敦賀支店
支店長 原 田 直

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 80 号 議 案

損害賠償の額の決定及び和解の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり行う。

令和 6 年 11 月 26 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

- (1) 福井県敦賀市在住 個人
- (2) 福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 2, 442, 509 円

3 事故の態様

令和 6 年 7 月 18 日午前 9 時 30 分ごろ、敦賀市立敦賀南小学校校舎南側の敷地において同校の用務員が草刈り作業をしていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が、当該敷地南側に隣接する敦賀市立気比中学校調理室前の通路に駐車していた前記(1)名義の前記(2)が使用する車両のフロントガラス及び車両右側面等に当たり、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記 2 のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

提案理由

物損事故について、損害賠償の額の決定及び和解を行いたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、この案を提出する。

報 告 第 2 0 号

専決処分事項の報告の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 1 1 号

市長専決処分の件

令和6年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年10月10日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 6 年度敦賀市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度敦賀市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 38,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,978,203 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		5,759,784	35,946	5,795,730
	15 委 託 金	11,537	35,946	47,483
57 繰 越 金		233,898	2,054	235,952
	5 繰 越 金	233,898	2,054	235,952
歳 入 合 計		41,940,203	38,000	41,978,203

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総 務 費		9,722,563	32,000	9,754,563
	20 選 挙 費	1,821	32,000	33,821
39 予 備 費		20,000	6,000	26,000
	5 予 備 費	20,000	6,000	26,000
歳 出 合 計		41,940,203	38,000	41,978,203

1 総括

(歲入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 15 委 託 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
42		国庫支出金	5,759,784	35,946	5,795,730
	15	委 託 金	11,537	35,946	47,483
	3	総務費委託金	453	35,946	36,399
57		繰 越 金	233,898	2,054	235,952
	5	繰 越 金	233,898	2,054	235,952
	3	繰 越 金	233,898	2,054	235,952

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 選挙費委託金	35,946	1 衆議院議員選挙委託金 2 衆議院議員選挙臨時啓発委託金	35,834 112
5 繰越金	2,054	1 繰越金	

3 歳 出

(款) 6 総務費
(項) 20 選挙費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		総 務 費	9,722,563	32,000	9,754,563	29,946	2,054
	20	選 挙 費	1,821	32,000	33,821	29,946	2,054
		18 衆議院議員 選挙費	0	32,000	32,000	国庫支出金 29,946	2,054

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	1,551	1 選挙執行費	32,000
		報酬	(1,551)
3 職員手当等	15,215	職員手当等	(15,215)
		報償費	(165)
7 報 償 費	165	旅費	(5)
		需用費	(972)
8 旅 費	5	役務費	(5,839)
		委託料	(3,000)
10 需 用 費	972	使用料及び賃借料	(523)
		備品購入費	(4,730)
11 役 務 費	5,839		
12 委 託 料	3,000		
13 使用料及び 賃借料	523		
17 備品購入費	4,730		

(款) 39 予備費
(項) 5 予備費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
39			予 備 費	20,000	6,000	26,000		6,000
	5		予 備 費	20,000	6,000	26,000		6,000
		3	予 備 費	20,000	6,000	26,000		6,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
29 予 備 費	6,000	1 予備費 予備費	6,000 (6,000)

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給 率(月分))	そ の 他 当 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	4 人		36,936	12,560 (3.4)	14,009	63,505	9,170	72,675	
	議 員	22	145,653				145,653	32,001	177,654	
	その他の 特別職	614	23,481				23,481		23,481	
	計	640	169,134	36,936	12,560	14,009	232,639	41,171	273,810	
補 正 前	長 等	4		36,936	12,560 (3.4)	14,009	63,505	9,170	72,675	
	議 員	22	145,653				145,653	32,001	177,654	
	その他の 特別職	471	21,930				21,930		21,930	
	計	497	167,583	36,936	12,560	14,009	231,088	41,171	272,259	
比 較	長 等	0		0	0 (0.0)	0	0	0	0	
	議 員	0	0				0	0	0	
	その他の 特別職	143	1,551				1,551		1,551	
	計	143	1,551	0	0	0	1,551	0	1,551	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(335) 人 842	292,895	2,566,354	1,575,425	4,434,674	836,249	5,270,923	
補 正 前	(335) 842	292,895	2,566,354	1,560,210	4,419,459	836,249	5,255,708	
比 較	(0) 0	0	0	15,215	15,215	0	15,215	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任手 当
	補 正 後	603,026	495,788	202,865	48,630	29,860	79,027	360
	補 正 前	603,026	495,788	188,050	48,630	29,860	79,027	360
	比 較	0	0	14,815	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	2,563	30,507	400	80,082	2,317		1,575,425
	補 正 前	2,563	30,507	0	80,082	2,317		1,560,210
	比 較	0	0	400	0	0		15,215

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	528人		1,820,933	1,172,399	2,993,332	584,630	3,577,962	
補 正 前	528		1,820,933	1,157,884	2,978,817	584,630	3,563,447	
比 較	0		0	14,515	14,515	0	14,515	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	単身赴任 手 当
	補 正 後	398,895	324,983	184,284	48,630	21,172	79,027	360
	補 正 前	398,895	324,983	170,169	48,630	21,172	79,027	360
	比 較	0	0	14,115	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,742	30,507	400	80,082	2,317		1,172,399
	補 正 前	1,742	30,507	0	80,082	2,317		1,157,884
	比 較	0	0	400	0	0		14,515

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(335) 人 314	292,895	745,421	403,026	1,441,342	251,619	1,692,961	
補 正 前	(335) 314	292,895	745,421	402,326	1,440,642	251,619	1,692,261	
比 較	(0) 0	0	0	700	700	0	700	

※職員数の () 内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当		計
	補 正 後	204,131	170,805	18,581	8,688	821		403,026
	補 正 前	204,131	170,805	17,881	8,688	821		402,326
	比 較	0	0	700	0	0		700

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	—	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	—		
職員手当	15,215	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	15,215		

報 告 第 2 1 号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年11月26日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 1 0 号

市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 2 4 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 1 2 6 , 1 5 9 円

3 事故の態様

令和6年7月18日午前9時30分ごろ、敦賀市立敦賀南小学校校舎南側の敷地において同校の用務員が草刈り作業をしていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が、当該敷地南側に隣接する敦賀市立気比中学校調理室前の通路に駐車していた相手方車両のフロントガラスに当たり、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

報 告 第 2 2 号

専決処分事項の報告の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 1 2 号

市長専決処分の件

物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県三方上中郡若狭町在住 個人

2 損害賠償の額

金 3 3 0 , 8 2 5 円

3 事故の態様

令和6年9月22日午後0時ごろ、アクアトム地下駐車場において、相手方車両が出庫のため、駐車場出入口付近の鋼板製溝蓋の上を通行したところ、当該蓋が外れ相手方車両に接触し、損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

